

第4章 産業振興施策

第1節 農漁業振興施策

1. 基本計画

(1) 取組みの基本方針

① 農業者の経営力の強化

農業経営の安定とさらなる発展のため、自然災害などのさまざまなリスクへの備えを促すとともに、農業者による設備投資を支援する。また、経営規模の拡大を図る農業者への農地集積を進める。

② 農業者の確保・育成

担い手不足や労働力不足を解消するため、新規就農者の確保と担い手の育成を支援するとともに、先端農業技術を学ぶことのできる環境を充実し、次世代農業の人材育成に取り組む。また、女性、障害者、外国人などさまざまな人たちが活躍できる環境の整備を図る。

③ 農業生産を支える基盤の充実

農業者が安定的かつ効率的に生産できる基盤を整えるため、ほ場や農道の整備を進める。また、農地のたん水被害を未然に防止するため、排水機場や排水路の計画的な更新及び維持管理を行う。

④ 競争力の高い産地づくりの推進

高品質で収益性の高い農産物等を生産するため、ロボットや ICT を活用したスマート農業の導入や施設のリノベーション、農業機械のシェアリングなど生産性を高めるための取り組みを支援する。また、積極的なプロモーション活動を展開して新たな販路の開拓支援とブランド力の向上を図るとともに、6 次産業化を支援して農産物等の付加価値を高める。

⑤ 地産地消の促進

豊橋産農産物等の消費拡大を図るため、道の駅「とよはし」や関係団体との連携を強化し、本市が全国に誇る農産物等の魅力を発信するとともに食と農への理解を深める。

(2) 指標

指標名	基準値 令和元年度	目標値 令和7年度
中心経営体数(実質化された人・農地プラン)(累計)※2021年度以降	—	15 経営体
新規就農者数(累計)※2021年度以降	— (26 人／年)	200 人
農業生産基盤整備面積(累計)	145.9ha	381ha

2. 農漁業振興施策の概要

(1) 農業者の経営力の強化

① 設備投資の支援

農業経営の拡大や安定化を図るため、農業用機械や施設の取得・更新などを支援する。

- ・農業団体等利子補給補助金
- ・経営体育成支援事業補助金

② 農地集積の促進

農地の集積・集約化を図るため、農地中間管理機構の取組に対し支援を行う。

- ・農地集積推進事業

③ リスク対策の促進

農家の経営安定を図るため、自然災害や物価高騰等のリスクに備える取組に対し支援を行う。また、有害鳥獣による農産物の被害を防ぐため、駆除・防除活動を推進する。

- ・農作物鳥獣被害防止事業
- ・園芸産地事業継続強化対策事業補助金
- ・家畜伝染病予防対策事業

(2) 農業者の確保・育成

① 新規就農者の確保と担い手の育成支援

地域農業経営の継続性を図るため、認定農業者をはじめとした担い手の確保・育成とともに、就農環境の改善や農業経営の法人化を促進する。また、障害者など多様な人材が活躍できる環境の整備を推進する。

- ・担い手育成事業
- ・農業後継者花嫁花婿対策推進事業補助金

② 次世代農業の人材育成

農業の持続的な発展に向け、先端的な農業技術を習得する人材を確保・育成するため、地域を挙げて産学官金が連携し、人材育成講座やふるさと農業講座を実施する。

- ・次世代「農力」UP アカデミー事業補助金

(3) 農業生産を支える基盤の充実

① 優良農地の確保

適切な農地利用を推進するとともに、耕作放棄地対策やほ場整備等による農地の有効活用など優良農地の保全、確保に取り組む。

○農地のたん水被害を未然に防止するための老朽化した排水機場等の更新

地 区 名	事業期間	摘 要
新 清 須 地 区	平成 27 年度 ～ 令和 6 年度	排水機場等整備
新 高 師 地 区	平成 28 年度 ～ 令和 8 年度	〃
野 依 地 区	平成 29 年度 ～ 令和 9 年度	〃
新 梅 薮 地 区	平成 30 年度 ～ 令和 9 年度	〃
三 郷 地 区	令和元年度 ～ 令和 12 年度	〃
吉 田 方 地 区	令和 5 年度 ～ 令和 11 年度	〃

○農地のたん水被害を未然に防止するための排水機場の新設

地 区 名	事業期間	摘 要
大 村 東 地 区	平成 28 年度 ～ 令和 11 年度	排水機場等整備
大 村 西 地 区	平成 28 年度 ～ 令和 6 年度	〃

○農地のたん水被害を未然に防止するための排水機場の長寿命化

地 区 名	事業期間	摘 要
豊 橋 西 部 地 区	令和元年度 ～ 令和 7 年度	排水機場等整備
八 王 子 地 区	令和 4 年度 ～ 令和 7 年度	〃
宇 塚 地 区	令和 5 年度 ～ 令和 9 年度	〃
大 山 地 区	令和 6 年度 ～ 令和 8 年度	〃

○農地のたん水被害を未然に防止するための排水路の改修

地 区 名	事業期間	摘 要
三 協 排 水 路 地 区	令和 4 年度 ～ 令和 10 年度	用排水路等整備

○池沼又は湖に隣接する農用地を直接外水から保全するための堤防の整備

地 区 名	事業期間	摘 要
神 野 新 田 3 期 地 区	令和 2 年度 ～ 令和 7 年度	護岸工

○農地を集団化するとともに生産性の高い農地を整備するためのほ場整備事業の支援

地 区 名	事業期間	摘 要
三 郷 地 区	平成 29 年度 ～ 令和 13 年度	区画整理等
東 細 谷 地 区	平成 30 年度 ～ 令和 9 年度	〃

○農地を保全すべき区域の明確化

事業内容	事業期間
農業振興地域整備計画の見直しと推進	令和 3 年度 ～ 令和 12 年度

○耕作放棄地(遊休農地)対策

事業内容	事業期間
耕作放棄地の解消	平成 20 年度 ～ 令和 7 年度
耕作放棄地の発生防止	

②安定した農業用水の確保

農業用施設の老朽化に伴う改築や耐震補強を行うとともに、水の有効利用及び渇水時の備えなど効率的な水利用を行うための整備を推進する。

○基幹水利施設である豊川用水の耐震補強等の事業の推進による農業生産の安定化

事業内容	事業期間
豊川用水二期事業の農家負担分を軽減	平成 24 年度 ～ 令和 14 年度

○用水を農地へ安定供給するためにパイプライン化等を行うための事業支援

地 区 名	事業期間	摘 要
神 野 新 田 地 区	平成 28 年度 ～ 令和 8 年度	用水路工等
牟 呂 明 治 地 区	令和 4 年度 ～ 令和 9 年度	〃

○堤体等の耐震化を図るための県営防災ダム事業の推進

地 区 名	事業期間	摘 要
嵩 山 池 地 区	平成 30 年度 ～ 令和 6 年度	堤体工
ひょうたん池地区	令和 2 年度 ～ 令和 7 年度	〃
三 太 郎 池 地 区	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	〃
上 庄 池 地 区	令和 5 年度 ～ 令和 8 年度	〃

③農村環境の保全・整備

農道整備を推進し、農村地域の環境を改善する。

○農村保全活動の推進

自然環境の保全や良好な景観の形成等農地の有する多面的機能を十分に維持・発揮するため、農道や用排水路などの地域資源を適切に保全管理する活動組織を支援する。

・事業実施地区 西郷地区はじめ 39 地区

(4)競争力の高い産地づくりの推進

①新たな販路の開拓支援とブランド力の向上

豊橋産農産物の知名度向上を図るため、首都圏等における豊橋産農産物のPR活動を実施するとともに、豊橋田原地域や三遠南信地域など広域連携の強化により農産物の輸出、食農教育などを推進する。

- ・農産物ブランド化推進事業
- ・豊橋田原広域農業推進事業
- ・海外販路開拓推進事業

②生産性向上の支援

産地競争力のさらなる強化を図るため、高度な環境制御技術を活用した次世代施設園芸の普及に向けた取組や農業者の生産性・収益力の向上を促進するための施設整備及び設備導入を支援する。また、畜産業の収益力向上を図るため、豊橋地域畜産クラスター協議会の活動を支援する。

- ・次世代施設園芸導入加速化支援事業補助金
- ・産地生産基盤パワーアップ事業補助金

- ・豊橋市あいち型産地パワーアップ事業補助金
- ・畜産クラスター協議会活動費補助金

(5)地産地消の促進

①食と農への理解の促進

豊橋産農産物の魅力を市内外へ積極的に発信するため、道の駅「とよはし」の地域振興施設「Tomate (トマッテ)」を拠点とし、地元農産物をはじめとした食と農を切り口に多様で魅力的なサービスを提供するとともに、地産地消を推進する。

- ・道の駅食農拠点推進事業

②豊橋産農産物等の魅力の発信

地産地消を促進するため、道の駅「とよはし」と連携し、地元農家や地元農産物を紹介する広報紙を作成、SNS 等による情報発信をするほか、地産地消をPRするため、各種イベントの実施、農業生産者や農業団体が実施する催事等へ支援を行う。

- ・地産地消プロモーション事業
- ・農産物博覧会振興補助金
- ・豊橋産農産物活用推進補助金

第2節 商工業振興施策

1. 基本計画

(1) 取り組みの基本方針

① 経営基盤の強化と人材育成への支援

中小企業の安定経営を図るとともに新型コロナウイルス感染症のまん延による影響を受けた事業者を支えるため、関係機関との連携を強化し、中小企業による設備投資や円滑な資金調達を支援する。また、事業活動を支えるため、研修等の開催により人材の育成と確保を支援するとともに、後継者不足に悩む事業者が円滑に事業承継するための支援体制を強化する。

② スタートアップの促進と新たなビジネスモデルの創出支援

誰もがスタートアップしやすい環境をつくるため、関係機関と連携し、地域内において起業から成長まで段階に応じた支援体制を整備するとともに、地域外から人材や技術などを取り入れて積極的に活用する仕組みづくりなどを進める。また、企業の成長を促すため、経営拡大を目指す事業者による新技術・新製品の研究開発や販路開拓などの意欲的な取り組みを支援するとともに、産学官金の連携を強化し、新たなビジネスモデルの創出につながる新規事業の立ち上げを支援する。

③ 産業集積の促進

産業の集積と雇用の創出を図るため、分譲中の豊橋三弥工業用地への企業誘致の充実を図る。また、広域幹線道路の整備にあわせた産業集積に取り組む。

(2) 指標

指標名	基準値 令和元年度	目標値 令和7年度
新たなビジネスモデル創出に関する事業への参加者数	13,548 人	15,000 人
制度融資総額に占める設備資金融資額の割合	21.3%	25%
産業用地における立地企業数	45 社	60 社

2. 工業振興施策の概要

(1) 中小企業振興対策事業

市内中小企業者の近代化及び合理化の促進、企業活動の活発化を図るため各種事業を実施している。

① 豊橋市中小企業設備投資促進補助制度(旧:中小企業振興助成金)

中小企業者が設備の近代化、合理化を図るため、新しく取得した機械・装置に対し、当該設備等の課税標準額の4.2%以内の補助金(限度額:300万円)を交付。

○補助金交付制度の概要

対 象 者	特定の事業を主として2年以上市内で継続して営んでいる中小企業者 ※市税の滞納がないこと
補助対象設備	令和6年1月2日から令和7年1月1日までに当該事業の目的のために取得し、直接事業の用に供する機械・装置で、市の償却資産課税台帳に登録された課税標準額が次の要件を満たすもの 卸売・小売業、サービス業 1設備30万円以上のもの 鉱業、建設業、製造業、運輸業等 1設備100万円以上のもの
補助金の額	市の償却資産課税台帳に登録された課税標準額の4.2%以内で、1事業者につき300万円を限度
補助金の申請	令和7年4月1日から令和7年9月30日まで
補助金交付時期	令和8年6月(予定)

○補助金(旧:助成金)交付実績

交付年度	件数	金額(円)	交付年度	件数	金額(円)
昭和51年度	58	16,698,930	13年度	188	105,037,010
52年度	163	30,985,700	14年度	181	127,183,030
53年度	151	39,934,710	15年度	178	125,617,600
54年度	182	48,538,810	16年度	177	124,357,450
55年度	195	54,411,000	17年度	234	145,795,970
56年度	207	67,223,520	18年度	234	193,824,940
57年度	252	81,050,150	19年度	265	189,703,580
58年度	250	77,947,350	20年度	247	194,760,460
59年度	233	73,406,370	21年度	277	189,081,770
60年度	208	70,801,520	22年度	251	178,530,400
61年度	277	95,430,520	23年度	196	138,573,540
62年度	280	101,274,240	24年度	199	130,344,010
63年度	197	79,480,120	25年度	175	122,775,740
平成元年度	220	82,954,310	26年度	199	160,585,780
2年度	262	101,053,400	27年度	185	151,439,560
3年度	271	119,148,400	28年度	212	165,695,490
4年度	288	178,211,770	29年度	201	163,164,300
5年度	278	205,570,090	30年度	200	165,136,690
6年度	277	195,037,800	令和元年度	191	155,000,160
7年度	255	168,420,050	2年度	200	171,908,430
8年度	241	166,008,240	3年度	194	165,849,880
9年度	224	148,984,260	4年度	158	135,799,360
10年度	270	166,210,070	5年度	174	152,815,780
11年度	292	200,929,310	6年度	151	132,452,550
12年度	232	147,565,830			

②ものづくり・夢づくり支援事業

ア) 知的財産権取得事業費補助金

中小企業者の競争力や経営基盤の強化の支援として、知的財産権(特許権・実用新案権・意匠権)の取得に要する経費の一部を助成。

○補助金交付制度の概要

対 象 者	市内に本店がある中小企業者 ※市税の滞納がないこと
対象事業	特許権・実用新案権・意匠権の取得事業
対象経費	特許権・実用新案権・意匠権の出願に係る費用(弁理士費用)
補助金の額	対象経費の 2 分の 1 の額で、10 万円を限度 (注)一年度 3 回が限度、ただし特許権・実用新案権・意匠権それぞれ 1 回まで

○補助金交付実績

年度	事業	件数	金額(円)
平成 29 年度	特許権	13	1,630,000
	実用新案権	1	121,000
	意匠権	3	155,000
30 年度	特許権	3	422,000
	実用新案権	1	124,000
	意匠権	3	45,000
令和元年度	特許権	5	411,000
	実用新案権	2	232,000
	意匠権	3	121,000
2 年度	特許権	11	1,034,000
	実用新案権	0	0
	意匠権	10	455,000
3 年度	特許権	15	1,644,000
	実用新案権	1	150,000
	意匠権	2	137,000
4 年度	特許権	16	1,699,000
	実用新案権	0	0
	意匠権	7	304,000
5 年度	特許権	13	1,569,000
	実用新案権	3	305,000
	意匠権	4	226,000
6 年度	特許権	18	2,114,000
	実用新案権	3	415,000
	意匠権	6	264,000

イ)販路開拓支援事業費補助金

中小企業者や中小企業団体の市場開拓、販路拡張を図るため、展示商談会等への出展に対して補助金を交付する制度。平成 19 年度からは対象事業に国外で開催される展示会への出展を追加した。また、平成 24 年度からは国外出展について、対象を全従業員数 100 人以下から 300 人以下の中小事業者等に拡大するとともに、展示会会場における通訳費用を補助対象経費に追加した。

令和 3 年度からはオンラインで開催される展示商談会への出展費や出展に伴う自社 WEB サイトの拡充等を補助対象経費に追加し、補助額も一律で上限 30 万円に引き上げた。令和 6 年度からは、補助対象経費を国内で開催される展示会への小間使用料のみとした。令和 7 年度からは、オンラインで開催される展示会を対象外とした。また小規模企業者枠を設け、小規模企業者と認められる場

合、補助額が対象経費の3分の2の額、上限40万円に引き上げた。

○補助金交付制度の概要

対 象 者	市内に本店がある中小企業者(個人・法人) ※市税の滞納がないこと
対象事業	名古屋市、愛知県国際展示場及び県外で開催される100小間以上又は総小間面積 900 m ² 以上の規模の展示商談会への出展(ただし、即売を主目的にしているものを除く)
対象経費	展示商談会の主催者等へ支払った小間使用料。
補助金の額	【通常枠】対象となる経費の2分の1の額 ※1,000円未満切捨て 上限 30 万円 【小規模企業者枠】対象となる経費の3分の2の額 ※1,000円未満切捨て 上限 40 万円

○補助金交付実績

年度	件数	金額(円)
平成 29 年度	59	9,651,000
30 年度	50	8,694,000
令和元年度	55	9,542,000
2 年度	28	5,086,000
3 年度	27	5,199,000
4 年度	27	5,349,000
5 年度	32	7,686,000
6 年度	36	6,788,000

ウ)起業支援事業費補助金

中小企業者の創業時の支援として、市内で新たに起業する際に係る費用に対して補助金を交付する制度であり、平成 26 年度より新設。また、平成 27 年度には対象業種に建設業、運輸業(特定の業種を除く)を、平成 29 年度には飲食料品小売業(製造小売業のみ)をそれぞれ追加した。令和 3 年度には、対象業種の制限を撤廃し、小規模企業者として起業する全ての商工業者を対象者とした。より多くの起業者を生み出す後押しをするため、令和 4 年度からは 1 件あたりの補助限度額を法人 30 万円、その他 20 万円に引き下げた。令和 5 年度からは補助限度額を法人とその他ともに 30 万円に統一した。

○補助金交付制度の概要

対 象 者	市内において新たに事業を開始してから 1 年以内の小規模企業者で、認定連携創業支援等事業者による事業計画の策定に係る指導及び助言を受けており、起業後においても認定連携創業支援等事業者による指導及び助言を継続的に受けるもの ※市税の滞納がないこと
対象経費	1 単位あたり 10 万円以上の設備及び備品購入に係る経費、広告宣伝に係る経費
補助金の額	対象経費の2分の1の額で、30 万円を限度 ※1,000円未満切捨て 1 回が限度

○補助金交付実績

年度	件数	金額(円)
平成 29 年度	3	900,000
30 年度	6	2,400,000
令和元年度	9	2,834,000
2 年度	5	1,370,000
3 年度	26	6,827,000
4 年度	30	6,356,000
5 年度	48	11,074,000
6 年度	37	8,560,000

③企業 BCP 等策定支援事業費補助金

中小事業者等の BCP 又は事業継続力強化計画策定の支援として、BCP 又は事業継続力強化計画の策定又は改訂に係る費用に対して補助金を交付する制度であり、平成 27 年度に創設し、令和 2 年度から事業継続力強化計画についても補助の対象とした。

○補助金交付制度の概要

対 象 者	市内の中小事業者等 ※市税の滞納がないこと
対象経費	BCP 又は事業継続力強化計画の策定又は改訂に際して専門家の助言を受けるため、コンサルタント、アドバイザー等に対して支払った費用
補助金の額	補助対象経費の 2 分の 1 の額で、新規策定については、年間 10 万円を限度 (改訂は 3 万円を限度) ※1,000 円未満切捨て

○補助金交付実績

年度	件数	金額(円)
平成 29 年度	3	90,000
30 年度	4	120,000
令和元年度	0	0
2 年度	2	60,000
3 年度	5	150,000
4 年度	4	120,000
5 年度	2	60,000
6 年度	3	87,000

(2)新事業創出・産学交流促進事業

株式会社サイエンス・クリエイト等が実施する各種事業を支援し、地域産業の活性化や高度化を促進するほか、新産業の創出を図る。

①官民一体型新ビジネス創出事業

柔軟な発想と優れた技術を持つスタートアップと地域の実情に詳しい市の職員が協働して、地域や行政の抱える課題の解決策に資するプロダクトを開発し実装を図り、市民サービスの向上と新たなビジネスの創出の実現を目指す取り組みを実施する。

②豊橋イノベーションガーデン運営事業補助金

デジタル工作機械が利用できるものづくり施設「メイカーズ・ラボとよはし」、様々な業種の人材が集う「Startup Garage」及び地元農産物の加工食品を開発する「アグリフード・ラボ」を備え、豊橋サイエンスコア1階に広がる「豊橋イノベーションガーデン」を核として、豊橋サイエンスコアに集う多様な人材の交流・連携を促進し、新商品開発や新規ビジネス創出の加速化を図る。

③アグリテック実証支援事業

・アグリテックコンテストの開催

農業者・農業関連企業が抱える課題を解決する製品の開発を目的とし、市内外から解決策を有する農業系スタートアップを募集して賞金総額1,000万円のコンテストを実施する。

・マッチングプログラム

アグリテックコンテストで受賞したスタートアップと農業者・農業関連企業との協働による実証開発プロジェクトを組成する。

・実証開発支援

組成された実証開発プロジェクトを推進するため、専門家による伴走支援を実施する。

④共創コミュニティ創出支援事業

・共創コミュニティの創出

地域内外のスタートアップ、新規事業創出やスタートアップとの共創に積極的な地域事業者、エンジェル投資家、VC、金融機関、大学研究者、支援機関等が相互の関係性を深め、本地域発の新たなビジネス創出に向けた連携、支援、切磋琢磨が生まれるコミュニティづくりに取り組む。

・スタートアップチャレンジ交付金

優秀なビジネスプランを持つ起業初期のスタートアップの成長を後押しするために資金調達を支援する。(交付上限額250万円)

○交付金交付実績

年度	件数	金額(円)
令和5年度	5	8,000,000
6年度	5	8,500,000

⑤研究シーズスタートアップ支援事業補助金

地域内外の多様な分野の研究者や企業が参画する本市を実証フィールドとした事業化プロジェクトの組成をめざし、調査やフォーラム開催等の費用を助成することで、大学の研究技術を活用した研究開発型スタートアップの創出を支援する。

⑥未来産業創出事業補助金

地域産業に変革をもたらす新技術・新事業の創出を図るため、市場調査から大学等との共同研究・社会実験等、事業化までのあらゆるフェーズを支援する。

○令和6年度補助金交付実績

事業	件数	金額(円)
事業化可能性調査事業	15	4,757,000

共同研究支援事業	4	6,759,000
新事業開発支援事業	9	19,637,000
社会実験支援事業	0	0
次世代人材育成事業	1	250,000

(3)人材育成事業

地域産業の活性化を支える人材を育成するため、顕彰制度等を実施している。

①「とよはしの匠」顕彰事業

卓越したものづくりの技能者を顕彰することにより、卓越した技能の継承と未来を創る人材の育成を図る。令和4年度から隔年開催としたため、令和6年度は未開催。令和5年度の認定から、くすのき賞、つつじ賞、明日の匠の区分を一つに統合した。

＜とよはしの匠＞認定者

(敬称略)

年度	とよはしの匠(くすのき賞、つつじ賞、明日の匠の区分を一つに統合)
令和5年度	加藤 泰久(大工)
計1名	1名

＜くすのき賞・つつじ賞＞認定者

(敬称略)

年度	くすのき賞(機械工作部門)	つつじ賞(その他の部門)
平成10年度	水梨豊三(ステンレス加工)	松井國男(建具製作)
平成11年度	杉浦公浩(金型工)	大場龍広(宮大工)
平成12年度	林 雄三(鑄造・肉盛溶接・溶射)	浅倉高月(畳職・内装施工)
平成13年度	村上文雄(木型工) 小原勝憲(金属プレス金型製作)	杉浦 功(宮大工) 田中 満(鬼板師)
平成14年度	家喜克巳(工具の研削)	—
平成15年度	鈴木邦宏(樹脂金型製作) 雨宮久男(研削加工)	後藤孝雄(建具製作) 松井道明(宮大工・数寄屋大工) 大藏節次(木地師) 白井弘二(大工)
平成16年度	河合和明(板金加工) 藤原喬之(精密機器製作)	中野春一(木工船模型製作) 朝倉秋男(水産練製品製造)
平成17年度	松下 充(フライス盤加工)	櫻井達也(中国料理調理) 会田五郎(建具製作) 狩野保二(和菓子製造)
平成18年度	杉野修一(機械装置製作)	—
平成19年度	—	近田雅司(寝具製作)
平成20年度	菅沼伸吉(板金加工)	林 昭 (健康茶製造)
平成21年度	松澤猪市(野鍛冶)	伊藤一士(染色用型彫り)
平成22年度	—	加藤智久(建築大工)
平成23年度	長井次夫(鑄物製造)	寺田日出夫(農具製造)
平成24年度	山本佳夫(撓鉄)	—
平成25年度	高藻 勉(木工旋盤)	山田信治(ガラス加工)

平成 26 年度	—	松井美喜夫(建具・指物)
平成 27 年度	—	今泉昭弘(左官) 羽田 覚(水産練製品製造)
平成 28 年度	楠本好行(金属プレス加工・金型製作加工) 桜井 誠(精密工具製造)	—
平成 29 年度	—	兵藤義男(注文紳士服・婦人服の縫製) 山口清子(寝具製作)
平成 30 年度	福田訓央(プラスチック成形) 鈴木政敏(ハンマー型鍛造)	岡本行史(絹反物型染)
令和元年度	芳村仁史(ステンレス加工)	山本康充(ポンプ設備施工・整備) 木村裕重(造園)
令和 2 年度	戸澤秀夫(機械組立工)	百合嶋薫(左官)
令和 3 年度	—	上手 廣光(注文紳士服) 望月 成高(堂宮大工) 野口 晴美(位牌彫り)
計 55 名	23 名	32 名

<明日の匠>認定者 ※平成 25 年度～

(敬称略)

年度	明日の匠(若手技能職者を対象)	
平成 25 年度	神谷 豊(造園)	
平成 26 年度	木村裕重(造園)	後藤純文(建具)
平成 27 年度	百合嶋 薫(左官)	横田智秀 ^{とび} (鳶)
平成 28 年度	望月成高(宮大工)	
平成 29 年度	石原幸英(和菓子製造)	
平成 30 年度	塚本 豪 ^{とび} (鳶)	
令和元年度	安田智則(板金加工)	兼子龍司 ^{はっ} (斫り工)
令和 2 年度	土井大介(鍛冶工)	
令和 3 年度	七釜子 薫(プラスチック成形)	
計 12 名	12 名	

②「高校生ものづくりアイデアコンテスト」事業

「ものづくり」の楽しさ、すばらしさを啓発し、探究心や創造性に富んだ人材の育成を図るため、東三河地域の高校生を対象に「ものづくり」に関する優れた作品や技術アイデアを募集・顕彰する。

○令和6年度「作品部門」結果 <応募数:7校20件>

(敬称略)

区分	応募者	作品名
最優秀賞	豊橋工科高等学校 電気科3年 中野 朋希 他1名	たぐりよせ君
優秀賞	豊川工科高等学校 機械科3年 石黒 陽香 他1名	ベルトレイン
入選 (オブザーバー賞)	豊橋聾学校 普通科3年 河合 真都 他2名	カンタン換気パネル
奨励賞	宝陵高等学校 衛生看護科3年 鈴木 彩香 他3名	よいしょっと！クールリュック枕
	豊川工科高等学校 機械科3年 深谷 竜依 他1名	シャカシャカドライ

○令和6年度「アイデア部門」結果 <応募数:10校377件>

(敬称略)

区分	応募者	作品名
最優秀賞	藤ノ花女子高等学校 普通科1年 芳村 満里奈	ワンタッチごみ箱「コケボン」
優秀賞 (オブザーバー賞)	豊橋工科高等学校 建築デザイン科2年 後藤 聡介 他3名	豊橋少年少女発明クラブの工作教室 で使うための治具
入選	豊橋商業高等学校 グローバルビジネス科2年 彦坂 美空	綺麗スッキリボトル
奨励賞	豊橋南高等学校 普通科教育コース3年 高柳 柚奈	避難所サポートカード
	藤ノ花女子高等学校 普通科1年 伊藤 逢花	ハザードシューズ

③中小企業人材育成支援研修

中小企業者の組織力・技術力の向上を図るため、実習を中心とした実務的な研修を実施。令和5年度から人材確保セミナーも実施。

○令和6年度実施内容

開催日	会場	受講者数等
令和6年6月～ 令和6年12月	とよはし産業人材育成 センター他	16講座 197名 (平成5年度から実施)

④経営幹部人材育成支援補助金

中小企業が実施する経営幹部人材育成のための講座等の受講に要する経費の一部を補助。

○制度概要

対象者	豊橋市人材育成推進宣言企業（中小企業者等） ※受講成果を市の事業で周知する等の要件あり。
対象事業	経営幹部人材育成のための社外講座等の受講に要する費用
対象経費	経営幹部人材育成のための社外講座等の受講に要する受講料・教材費
補助金の額	補助率 3/4 以内、最大 70 万円

○実績(令和6年度) 12件 3,792,000円

⑤人材育成研修応援補助金

生産性向上・事業拡大・DXに関する研修を従業員に職務として受講させる際に、費用の一部を助成。外国籍従業員向けビジネス日本語研修も対象。

○制度概要

対象者	市内に事業所を有する中小企業者・小規模企業者 ※研修を受講する従業員（雇用保険被保険者又は過去2か月に勤務実績を有する者）の勤務地が市内事業所であること等の要件あり。	
事業区分	生産性向上・事業拡大・DXに関する研修(3時間以上10時間未満)	外国籍従業員向けビジネス日本語研修(3時間以上)
対象経費	外部研修の場合（中小企業者はこちら） ① 研修に係る経費（受講料・教材費・材料費） ② 研修に出席した時間に係る従業員の賃金相当額 ※ オンラインによる研修を受講した場合は、上記②は補助対象外	外部研修の場合 ① 研修に係る経費（受講料・教材費・材料費） ② 研修に出席した時間に係る従業員の賃金相当額 ※ オンラインによる研修を受講した場合は、上記②は補助対象外
	内部研修の場合（小規模企業者のみ） ① 研修に係る経費（謝礼・委託料・教材費・材料費・旅費・宿泊費） ※ オンラインによる研修を受講した場合は、上記①旅費・宿泊費は補助対象外 ※ 賃金相当額は補助対象外	内部研修の場合 ① 研修に係る経費（謝礼・委託費・教材費・材料費・旅費・宿泊費） ② 研修に出席した時間に係る従業員の賃金相当額 ※ オンラインによる研修を受講した場合は、上記①旅費・宿泊費と、②は補助対象外

補助金の額	① 研修に係る経費 …1/2 ② 研修に出席した時間に係る従業員の賃金相当額 … 研修に出席した時間に 960 円を乗じて得た額 上記①と②の合計額 1 事業者 1 年度 10 万円まで (1,000 円未満切捨て) ※ 宿泊費の上限は 1 泊 12,000 円まで
-------	---

○補助金交付実績

年度	件数	金額(円)
令和 6 年度	12	262,000

⑥無人航空機操縦者資格取得支援補助金

一等無人航空機操縦者技能証明または二等無人航空機操縦者技能証明の取得にあたり登録講習機関の講習を受講した場合に、中小企業者が負担した登録講習機関における講習費用の一部を助成。

○制度概要

対象者	市内に事業所を有する中小企業者 ※勤務地が市内の事業所である役員または従業員（雇用保険被保険者又は過去 2 か月に勤務実績を有する者）が受講した講習に限る等要件あり。
対象経費	登録講習機関が行う無人航空機を飛行させる者に対する講習に係る経費（補習などにより追加講習が発生した場合にかかる費用は除く）
補助金の額	・登録講習機関における講習について、 実地講習を全てとよはし産業人材育成センターで実施した場合 補助対象経費の 1/2 上記以外の場合 補助対象経費の 1/4 ・1 人 1 回あたり 10 万円まで

○補助金交付実績

年度	件数	金額(円)
令和 6 年度	9	588,000

⑦社会人キャリアアップ支援事業補助金

多様な人材の育成等を通じて地域産業を活性化させることを目的として、株式会社サイエンス・クリエイトが実施する人材交流型のセミナーやシンポジウム等の開催に対して補助金を交付する制度。これにより、自治体、大学及び企業の「知」、「技」を活用した社会人のキャリアアップを、地域が一体となって推進する体制を構築していく。

⑧学生による企業の魅力発見・発信講座

学生が企業について学び・関わりながら、企業の魅力を発見・発信していくことで、市内企業への関心を持ってもらい、豊橋のまちへの愛着・経験・関わりづくりにつなげる。

(4) 産業拠点の整備と企業誘致の推進

新規の企業立地を促進し、雇用機会の拡大や市勢の発展を図るため、産業拠点の整備と企業誘致活動を実施している。

① 工業用地の整備・分譲

土地利用に関する制度などとの整合を図りつつ適切な企業立地を促進するため、豊橋市、豊橋市土地開発公社及び愛知県企業庁が臨海部及び内陸部に工業用地を整備し分譲している。平成 24 年度に若松地区、平成 26 年度に豊橋石巻西川地区、平成 29 年度に豊橋リサーチパーク、令和元年度に神野西 1 区、令和 2 年度に御津 2 区、令和 4 年度に東細谷地区(豊橋東インターチェンジ)が完売した。また、内陸用地への進出要望の高まりを受け、国道 23 号名豊道路沿線の内陸部に新たな産業拠点として三弥地区において工業用地の分譲を進めているほか、豊橋新城スマートインターチェンジ(仮称)周辺において、工業用地の確保に向けた取り組みを進めている。

○工業用地の一覧

区分	地区名	工業用地 面積 (ha)	立地状況等(令和 7 年 3 月現在)		事業 主体	分譲形態		
			分譲済 (ha)	分譲中 (ha)		一括	分納	リース
臨 海 部	神野西 1 区	51.60	51.60 (6 社立地)	※分譲終了	企業庁	○	○	○
	御津 2 区	40.15	40.15 (8 社立地)	※分譲終了		○	○	○
	小 計	91.75	91.75	0				
内 陸 部	豊橋石巻 西川地区	7.66	7.66 (10 社立地)	※分譲終了	企業庁	○	○	○
	豊 橋 若松地区	17.78	○西地区 11.57 (14 社立地) ○東地区 6.21 (2 社立地) サイエンス・クリエイト 21 計画のベンチャーパークとして、研究開発等に意欲的な中小企業の集積を図る。	※分譲終了		○	○	○
	豊 橋 リサーチ パーク	3.78	3.78 (9 社立地) サイエンス・クリエイト 21 計画のリサーチパークとして、地方拠点都市法に基づくオフィス・アルカディア構想を適用して整備し、研究所、事務所等の産業業務施設の集積を図る。	※分譲終了	豊橋市	○	○	○
	豊橋三弥 地区	13.3	8.23 (5 社引渡済)	5.07	企業庁	○	—	—
	豊橋東IC	8.52	8.52 (5 社引渡済)	※分譲終了	豊橋市 土地開 発公社	○	—	—
	小 計	51.04	45.97	5.07				
	合 計	142.79	137.72	5.07				

②企業誘致活動

新規の企業立地を促進し、市勢の発展を図るため、企業誘致活動を行っている。具体的には、直接企業と接することを重視し、企業訪問の実施や立地企業と市幹部との情報交換の場を設けるなど、流出防止や地域内再投資を促す取り組みを行っている。

また、東三河 5 市連携により首都圏等で開催される展示会に出展しているほか、関東地区及び近隣市の企業への訪問を実施するなど、市外・県外の企業へ本市に立地する利点を PR する活動に取り組んでいる。

ア)立地企業情報交換会

市内に立地する企業と行政、さらには企業同士の情報交換の場を設け、今後の事業展開・要望等の情報収集を行っている。

○開催実績

開催日	開催地区	参加企業(参加者)数
令和 6 年 7 月 8 日	明海地区	12 社(17 名)
令和 6 年 7 月 12 日	リサーチパーク	9 社(12 名)
令和 6 年 7 月 26 日	石巻地区	12 社(15 名)

イ)東三河 5 市企業誘致推進連絡会議

広域連携による企業誘致を進めるため東三河 5 市企業誘致推進連絡会議を組織し、5 市(豊橋・豊川・蒲郡・新城・田原)共同での展示会出展や各市主催事業の相互協力を行うことにより、地域の情報発信や誘致活動を推進している。

○活動実績

実施日	事業内容	場所
令和 6 年 6 月 14 日 ～6 月 15 日	ものづくり博 2024 in 東三河	豊橋総合体育館
令和 6 年 9 月 18 日 ～9 月 20 日	Japan Robot Week 2024	東京ビッグサイト
令和 6 年 10 月 31 日 ～11 月 1 日	メッセナゴヤ 2024	ポートメッセなごや

③立地企業に対する助成

ア)企業立地促進奨励金

指定された区域で工場、倉庫、本社機能、研究関連施設などを立地した事業者に対し、奨励金を交付している。

○企業立地促進奨励金制度の概要

種 別		奨 励 内 容	限度額
立地奨励金	新たな用地の取得、借受けをした場合	1 豊橋リサーチパーク ①固定資産税(土地・家屋)相当額を5年度間 固定資産税(償却資産)相当額を3年度間 ②投下固定資産額(家屋・償却資産)の20% ③土地取得費用の15%(産業業務施設(研究所)の場合20%) ----- 2 特定地域(工業地域・工業専用地域・工場適地) (1)工業団地(豊橋市土地開発公社又は愛知県企業庁の分譲地)であって、それぞれ豊橋市土地開発公社又は愛知県企業庁から用地の取得又は借受けをした場合 ①固定資産税(土地・家屋)相当額を5年度間 都市計画税(土地・家屋)相当額を5年度間 固定資産税(償却資産)相当額を3年度間 ②投下固定資産額(家屋・償却資産)の10%(豊橋市土地開発公社の分譲地の場合20%) ③土地取得費用の15%(研究開発施設の場合20%) (2)(1)以外の場合 ①固定資産税(土地・家屋・償却資産)相当額を3年度間 都市計画税(土地・家屋)相当額を3年度間	①なし ②3億円 ③3億円 (産業業務施設(研究所)又は研究開発施設の場合4億円)
	既存の事業所用地に増設した場合	1 豊橋リサーチパーク ・固定資産税(家屋・償却資産)相当額を3年度間 ----- 2 特定地域(工業地域・工業専用地域・工場適地) ・固定資産税(家屋・償却資産)相当額を3年度間 ・都市計画税(家屋)相当額を3年度間	単年度 5千万円
事業促進奨励金	新たな用地の取得、借受けをした場合	1 豊橋リサーチパーク ・事業所税(資産割・従業者割)相当額を5年度間 ----- 2 特定地域(工業地域・工業専用地域・工場適地) (1)工業団地(豊橋市土地開発公社又は愛知県企業庁の分譲地)であって、それぞれ豊橋市土地開発公社又は愛知県企業庁から用地の取得又は借受けをした場合 ・事業所税(資産割・従業者割)相当額を5年度間 (2)(1)以外の場合 ・事業所税(資産割)相当額を3年度間	なし
	既存の事業所用地に増設した場合	1 豊橋リサーチパーク ・事業所税(資産割・従業者割)相当額を5年度間 ----- 2 特定地域(工業地域・工業専用地域・工場適地) ・事業所税(資産割)相当額を3年度間	
雇用促進奨励金		1 新規雇用常用従業員、常用従業員又は転入常用従業員 1人あたり40万円 2 転入児童 1人あたり10万円	1 4千万円 2 2千万円
環境推進奨励金		太陽光発電施設の設置経費の3分の1 (1kwあたり100万円を上限)	1千5百万円
		雨水活用施設の設置経費の3分の1 (1tあたり20万円を上限)	
		緑地整備経費の2分の1 (1㎡あたり1万円を上限)	1千万円

※奨励金の種類ごとに適用要件あり。

※立地奨励金と事業促進奨励金に関して、豊橋市土地開発公社用地、愛知県企業庁用地、工業専用地域、業務拠点地区及び地方活力向上地域で既存施設を取得した場合も交付対象となる。

※本社機能施設を市内の指定区域に立地した場合も、交付対象となる。

イ)再投資促進奨励金

愛知県と連携し、長年にわたり、地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、市内における再投資を支援している。中堅・中小企業に対する、きめ細かい支援として、豊橋市独自の要件を設け、小規模の投資についても幅広く対象としている。

○再投資促進奨励金制度の概要

補助対象	20年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新增設等を行う企業(※大企業の場合は、豊橋リサーチパーク・各工業用地(三弥地区、豊橋東IC、若松地区、石巻西川地区、総合卸センター)・工業地域・工業専用地域での新增設に限る)	
対象分野	(1)次世代自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等 (2)愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種の分野	
交付要件 (※1)	投資要件	大企業(中堅企業を除く):25億円以上(※新增設部分に限る) 中堅・中小企業:1億円以上 又は 5千万円以上(※) ※中堅・中小企業(みなし大企業を除く)の場合、同一事業所同一事業でも複数回利用可
	雇用要件	支援期間中において、以下の常用雇用者を維持すること 大企業(中堅企業を除く):50人以上 中堅・中小企業:25人以上 又は 20人以上(※)
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用(新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む)	
補助率	大企業(中堅企業を除く):8%相当額(うち県負担4%相当額) 中堅・中小企業(みなし大企業を除く):10%相当額(うち県負担5%相当額)又は5%相当額(※) 中堅・中小企業のうち、みなし大企業:8%相当額(うち県負担4%相当額)又は4%相当額(※)	
限度額	3億円(うち県負担1.5億円) 又は 500万円(※)	
受付時期	工事着工の30日前までに、指定申請が必要。	

*豊橋市独自要件適用時

ウ)中小企業 21 世紀高度先端産業立地奨励金

愛知県と連携し、本市経済に大きな技術波及・雇用創出効果をもたらす、中小企業の高度先端産業分野における設備投資を支援している。

○中小企業 21 世紀高度先端産業立地奨励金制度の概要

補助対象	高度先端技術に係る工場の新增設等を行う中小企業(※補助対象者が大企業、補助対象が研究所、300億円を超える大規模投資の場合は県が直接補助)	
対象分野	航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連等	
交付要件 (※1)	投資要件	2億円以上
	雇用要件	新規常用雇用者5人以上(※2)
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用(新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む)	
補助率	10%相当額(うち県負担5%相当額) ※みなし大企業の場合は、8%相当額(うち県負担4%相当額) ただし、既設の工場内の設備を一新等する場合は5%相当額(うち県負担2.5%相当額)	

	額) ※みなし大企業の場合は、4%相当額(うち県負担 2%相当額)
限度額	10 億円(うち県負担 5 億円)
申請時期	工事着工の 30 日前までに、指定申請が必要。

※1 再投資促進奨励金、中小企業 21 世紀高度先端産業立地奨励金ともに、事業について審査会で審査あり。

※2 愛知県知事の定める指針に基づき、生産性向上計画により省人化される人数が見込まれると認められる場合は、2 人以上。

○上記ア～ウの奨励金の交付実績(過去5年)

年度	件数	交付金額(円)
令和2年度	34	322,340,000
3年度	45	352,903,000
4年度	42	257,660,000
5年度	36	249,657,000
6年度	30	622,972,000

④オフィス誘致補助金

都市部からの企業進出を促すため、市内に既存の事業所がなく、新たに市内にオフィスを設置する事業者に対して、オフィスの開設準備、管理運営及び雇用に必要な費用を補助している。

○オフィス誘致補助金制度の概要

対象者	(1)次のいずれかの業務内容を担うオフィスを開設する事業者 ・管理・営業拠点等、一般的な事務業務 ・企画・開発・研究・情報通信・士業等、専門的な業務 ただし、店舗営業のために開設する場合は対象外 (2)以下の要件をすべて満たす事業者 ・普通法人であること ・市内にオフィスを開設し「法人等の設立等異動申告書」を提出すること ・オフィス開設日前日において、市外に本社があること ・オフィス開設日以前に、市内に(1)に該当する「法人等の設立等異動申告書」が提出された事業所を有していないこと ・オフィス開設90日以内に、1名以上の常勤者を配置すること ・市内で3年以上継続してオフィスを運営すること		
事業区分	開設準備事業	建物等賃借事業	雇用補助事業
補助対象経費	(1)オフィス改修費(建物付属設備工事費、修繕費等) (2)オフィス家具購入費(机、椅子、キャビネットなど、単価10万円未満のものに限る。)	(1)賃借料 (2)共益費 (3)駐車場賃借料	(1)新規雇用正社員の給与(市内に住所を有するものに限る。) (2)他事業所からの転勤者の給与(市外から市内へ転入するものに限る。)
補助額及び補助限度額	対象経費の2分の1の額で、100万円を限度	対象経費の10分の10の額で、1月当たり15万円を限度	対象経費の10分の10の額で、1人につき40万円、かつ、1事業者につき2人を限度
補助期間	補助対象工事・購入等の着手から完了まで(支払いを含む)。ただし、オフィス開設日90日前以降に着手し、着手から完了までが同一年度内で完結するものに限る。	オフィス開設日の翌月(月の初日開設の場合は当月)初日から6か月間	雇用開始日又は届出されたオフィス開設日いずれか遅い日以降最初の給与支払日(採用時日割の場合はその翌月)から最大6か月間
計画書提出期限	「法人等の設立等異動申告書」届出前、かつ、事業に係る契約等締結前	「法人等の設立等異動申告書」届出前、かつ、オフィスに係る建物等の賃貸借契約等締結前	補助対象者の内定通知前又は転勤に係る異動辞令前

⑤工場見学施設整備支援補助金

企業の認知度向上及び将来の産業人材確保に向け、小学生等を対象とした工場見学を実施する市内企業に対して、工場見学するために必要な設備等の導入費用を補助している。

○工場見学施設整備支援補助金の概要

対象者	工場見学(※1)を実施する市内事業者(※2) ※1 市内事業者が市内の施設において、見学者に対して製造等の工程を公開する事業 ※2 製造等の工程を見学可能な施設を市内に有する事業者
対象事業	市内事業者が工場見学を実施する際に必要となる設備等の導入
補助対象経費	(1) 見学者用説明資料(パンフレット、展示パネル等)の製作費並びに説明用の備品及び消耗品(案内用拡声器、トランシーバー等)の購入費 (2) 見学者の通路確保及び安全対策のための施設(見学者用通路、防護柵、手すり、作業場と通路の境界線、スロープその他市長が必要と認めたもの)の新設、改修及び改装に要する工事費 (3) その他必要と認める経費
補助額	対象経費の2分の1の額で、50万円を限度 ※ 1,000円未満切捨て
申請期限	事業着手前

○補助金交付実績

年度	件数	金額(円)
令和5年度	8	3,453,000
6年度	4	1,232,000

3. 重点事業・計画

(1)サイエンス・クリエイト 21 計画

①概要

21 世紀の地域を創造するために、高度な研究開発拠点である国立大学法人豊橋技術科学大学の技術シーズや優秀な人材の有効活用、地域企業の活性化や新規産業の創出による地域産業の高度化を図るとともに、豊かな人間生活、先端的な科学技術、自然環境との調和を目指し、さらなる地域の活性化を進めていく地域開発計画である。

[計画目標及び導入機能]

- 3 つの計画目標
 - ・新規総合産業拠点の形成
 - ・産学交流拠点の形成
 - ・人材の育成と定着拠点の形成
- 3 つの導入機能
 - ・拠点機能(豊橋サイエンスコアの建設)
 - ・団地機能(リサーチパーク、ベンチャーパーク等の整備)
 - ・研究開発支援機能(居住、情報基盤等の整備)

[計画のあゆみ]

昭和 62 年 3 月	…	サイエンス・クリエイト 21 基本構想策定
7 月	…	(財)東海産業技術振興財団設立
昭和 63 年 3 月	…	サイエンス・クリエイト 21 基本計画策定
4 月	…	サイエンス・クリエイト 21 推進協議会設立
平成 2 年 9 月	…	「豊橋サイエンスコア整備計画」民活法(※)認定 (東海地域で初、全国で 9 番目) ※民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和 61 年法律 77 号)
10 月	…	(株)サイエンス・クリエイト設立(第 3 セクターでコアの建設、運営主体となる)
平成 4 年 11 月	…	豊橋サイエンスコアのオープン
平成 6 年 3 月	…	リサーチパーク基本設計作成(オフィス・アルカディア構想を適用)
平成 7 年 3 月	…	リサーチパーク実施設計作成 ベンチャーパーク開発整備に着手(用地の取得)
平成 8 年 12 月	…	リサーチパーク造成工事着手
平成 10 年 4 月	…	リサーチパーク造成工事竣工 ベンチャーパーク分譲開始
7 月	…	リサーチパーク分譲開始
平成 14 年 10 月	…	文部科学省都市エリア産学官連携促進事業(一般型)の地域指定 (平成 14~16 年度)
平成 17 年 4 月	…	文部科学省都市エリア産学官連携促進事業(発展型)の地域指定 (平成 17~19 年度)
平成 19 年 7 月	…	地域産業活性化東三河協議会設立

②豊橋サイエンスコア

サイエンス・クリエイト 21 計画の拠点施設である豊橋サイエンスコアは、東海地方で初めて、全国で 9 番目に通商産業省(現:経済産業省)から民活法のリサーチコア(研究開発・企業化基盤施設)として認可を受けた施設で、愛知県、豊橋市、日本開発銀行(現:(株)日本政策投資銀行)及び民間企業の出資により設立された第 3 セクター「(株)サイエンス・クリエイト」(資本金 1 億円、うち公共出資分 2,582 万円)によって運営されている。

[豊橋サイエンスコア施設概要]

- 敷地面積 11,489 m²
- 施設構造 鉄筋鉄骨造 5 階建
- 延床面積 6,047.69 m² (民活法特定施設面積:4,168.08 m²、全体面積の 68.93%)
- 総事業費 約 25 億円
- 運営開始 平成 4 年 11 月
- 主な機能 ア)開放型試験研究施設:産学官共同研究室
イ)人材育成施設:OA 研修室、研修室、視聴覚室
ウ)交流施設:サイエンスホール
エ)研究開発型企業育成支援施設:研究開発オフィス、インキュベートルーム、チャレンジオフィス、SOHO ルーム、スタートアップオフィス
オ)その他:業務オフィス等

[(株)サイエンス・クリエイト事業概要]

民活法で定められた事業をはじめ 5 つの事業を行っている。

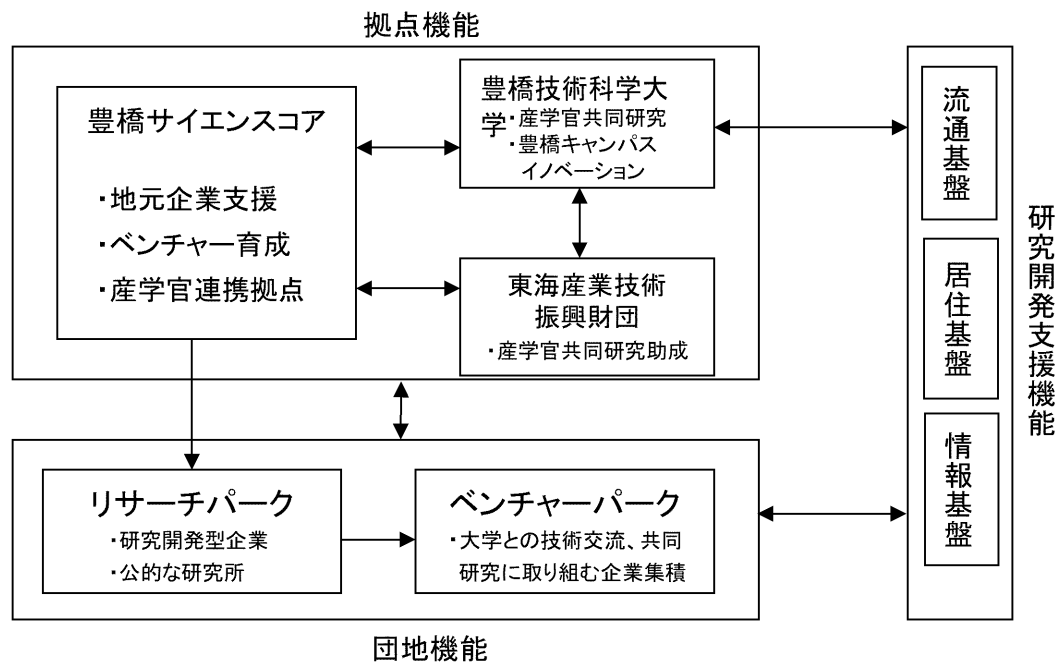
- ア)開放型試験研究事業 イ)人材育成事業 ウ)交流事業
- エ)研究開発型企業育成支援事業 オ)企業導入事業

③一般財団法人東海産業技術振興財団

東海地域における産業技術に関する大学と民間の共同研究をバックアップすることを主な目的として、昭和 62 年 7 月に通商産業省(現:経済産業省)認可の試験研究法人として設立。平成 24 年 4 月 1 日には、公益法人制度移行に伴い、一般財団法人に移行した。

- 基本財産 約 10 億円
- 事業内容 ア)研究助成事業
イ)産業技術に関する普及啓発事業
ウ)セミナー事業
- 令和 4 年度(募集)研究助成実績
応募総数 48 件、助成件数 16 件、助成金額 1,980 万円

④サイエンス・クリエイト 21 計画機能関連図



「豊橋サイエンスコア」

4. 商業振興施策の概要

(1) 商業振興施策

商業の近代化・活性化を図るために、地域の人々に親しまれ、活力とにぎわいに満ちた「まちづくり」に必要な中小企業団体等が行う共同事業、商店街環境の改善を目指す事業などに対して支援を行っている。

① 商業団体チャレンジ応援事業補助制度(旧:商業団体共同事業補助制度)

にぎわいのある商業集積づくりを推進するため、商業団体が実施する地域にインパクトを与えるイベント等に対して交付する。

○対象事業 ①講習会・講演会・研修会・研究会

②調査・情報提供事業

③催事・共同宣伝事業

○対象団体 商店街振興組合、事業協同組合、商業主体地域発展会又は実行委員会等の団体(実行委員会等の団体については、補助事業は③に限る)。

※1 ただし、同一年度において、「伝統的工芸品産業育成事業」による交付の対象となった団体を除く。

※2 実行委員会等とは、市内に本店(住所)がある中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に規定する者)2者以上で構成される団体とする。

○補助金額 対象事業①～③事業費計の20%以内 1団体につき限度額70万円

○事業実績

年 度	件数	事業費(円)	補助金額(円)
平成30年度	5	7,704,094	1,374,000
令和元年度	9	10,816,661	1,856,000
2年度	4	5,282,427	253,000
3年度	6	4,442,981	643,000
4年度	4	8,584,243	204,000
5年度	4	5,282,427	495,000
6年度	3	14,010,641	1,084,000

② 商店街環境向上事業補助制度

商店街の安全や環境の向上を図るために実施する既設街路灯等のLED化や、老朽化した街路灯等の補修・撤去に要する経費に対して助成する。

○対象団体 商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会

○補助要件 (1) 申請団体が、商店街の安全や環境の向上を図るために実施する施設整備事業を行うものであること。

(2) 補助対象経費が10万円以上であること。

○補助金額 補助対象経費から国・県補助金を差し引いた額の20%以内
限度額1,000万円

○事業実績

年 度	件数	補助金額(円)
平成30年度	4	6,063,000
令和元年度	4	302,000
2年度	7	6,287,000
3年度	7	3,275,000

4年度	2	900,000
5年度	1	349,000
6年度	2	145,000

③ 商業団体安全安心環境維持費補助制度

商業団体が維持管理している街路灯の電灯料に対して助成する。

○補助対象 4月1日から翌年3月31日までの以下の電灯料で、その支払いが団体の経理を通じて処理されているもの

- (1) 街路灯の電灯料
- (2) アーチ、アーケードの電灯料

○対象団体 商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会

○補助金額 (1) 次表の各区分において、算定基準に補助対象となる街路灯等の数を乗じて得た合計額(10円未満の金額は切り捨てる。)

(2) 次表の各区分において、算定基準に補助対象となる街路灯等の数を乗じて得た合計額又は実際に支払った電灯料に50%を乗じて得た額(10円未満の金額は切り捨てる。)のいずれか低い額

区 分	算 定 基 準 (円)	
街路灯 1基当たり	40w以下	580
	41w～ 80w	760
	81w～125w	1,060
	126w～	1,790
アーチ 1基当たり	10,420	
アーケード 10㎡当たり	3,630	

○事業実績

年 度	件数	補助金額(円)
平成30年度	26	502,150
令和元年度	25	475,630
2年度	25	444,920
3年度	26	423,571
4年度	27	424,501
5年度	31	408,296
6年度	31	410,979

④ 伝統的工芸品産業育成事業補助制度

豊橋筆振興協同組合が行う後継者の育成確保、技術技法の継承及び改善・品質維持、原材料の確保・研究、需要の開拓、市内小学校で実施する出前講座に対して助成する。

○補助金額 補助対象経費の10%以内

ただし、市内小学校出前講座については、国・県等の補助金及び小学校から徴収した実費負担額を差し引いた額の2分の1以内
限度額 130万円

⑤ 経営改善普及事業補助制度

豊橋商工会議所のビジネスサポートセンターが行う以下の事業に要する経費に対して助成する。

- ア)講習会等開催事業 イ)記帳継続指導事業
 ウ)施策普及事業 エ)経営指導推進事業
 オ)金融指導事務事業 カ)一日相談所開催事業

○補助金額 補助対象経費から国・県の補助金を差し引いた額の2分の1以内
 限度額 300 万円

⑥ 豊橋市中小企業等共同設備奨励補助制度(旧:中小企業近代化奨励制度)

中小企業者等の他の事業者との連携若しくは事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化に必要な施設を設置するものに対して補助金を交付する。

- 対象施設 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号に規定する資金の貸付対象となった施設
 ・生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査及び福利厚生等の施設並びにその他中小企業団体等の構成員の事業に関する共同施設
 ・街路灯、アーケード、アーチ
- 対象団体 組織及び経済的基礎が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商工団体
- 補助金額 認定経費の20%以内 限度額 1,000 万円

○事業実績

年 度	件数	事業費(円)	補助金額(円)
平成30年度	—	—	—
令和元年度	2	10,758,000	1,976,000
2年度	3	12,757,800	2,439,000
3年度	1	3,135,000	570,000
4年度	1	2,068,655	413,731
5年度	—	—	—
6年度	2	20,020,600	4,004,120

⑦ 新ビジネスチャレンジ応援補助制度

業態転換、EC サイト開設、クラウドファンディング、デジタル化を通して、新たな取組みに挑戦する中小企業者の支援を行います。

対象事業	① 業態転換 (※1)	② EC サイト 開設(※2)	③ クラウド ファンディング	④ デジタル化
対象者	以下の条件を満たすもの (1)市内に本店がある中小企業者(個人については住所) (2)継続して1年以上の営業実績がある店舗等が実施する事業			
内容	従来の業種から異なる業種に業態転換する際に必要となる経費の一部を補助	EC サイトを開設する際の費用の一部または EC サイト開設に伴う HP 開設・改善費用の一部を補助	購入型クラウドファンディングを利用して資金調達を行う際にかかる手数料の一部を補助	デジタル技術を導入する際に、必要となる経費の一部を補助

対象 経費	1 業態転換後の店舗で、財又はサービスの生産・提供を行うために必要となる、店舗内に設置する設備・備品(下限 10 万円) 2 業態転換後の店舗等で行う、1 工事あたり 10 万円以上の、市内に本店(個人については住所)を有する中小企業者に施工を発注する改装工事に係る費用	1 ショッピングモール、ショッピングカートの開設はオンラインサービスの開設に係る費用 2 1 を伴う HP 開設・改善費用 ※単なるショッピングモールの追加等は対象外	1 プロジェクト成立時に、クラウドファンディング仲介事業者へ支払う以下の費用 (1) サービス手数料(利用手数料及び決済手数料) (2) 支援金を早期に受け取るための手数料 2 プロジェクト終了の日の 1 年前から交付申請の日までに支払う、プロジェクト実施に必要な以下の費用。ただし、1 の費用を伴う場合に限る。 (1) クラウドファンディングのプロジェクト制作及び仲介事業者への申請代行委託費 (2) プロジェクトページのページコンテンツ(文書、写真、動画等)の制作代行委託費	1 ソフトウェア生産性向上を目的とした IOT システムなどの機能を有するソフトウェア導入費用やライセンス取得費用 2 ハードウェア生産性向上又は人材不足解消に資する専門機能に特化した機器。ただし、1 のソフトウェアと連携させて導入する場合を対象とする。
補助率	1/2 以内			
補助 限度額	50 万円	10 万円	10 万円	50 万円
申請 期間	事業着手前		プロジェクトの終了の日から 1 年以内	事業着手前
申請 回数	1 事業者 1 対象事業 1 申請/年度 ①②③④併用可能			

(※1)業態転換

【屋号変更】【区分営業】【新店進出】により、事業者として過去に実績のない業種へ事業内容を変更するもの(変更＝日本標準産業分類 中分類以上が変更すること。)

(※2)EC サイト

インターネット上で商品の販売を行うウェブサイト又はインターネット上でサービスの提供を行うウェブサイトをいう。

<事業完了後の共通要件>

- (1) 市内に所在する店舗等(業態転換に限る。)
- (2) 本部が市外にあるフランチャイズチェーンでないもの
- (3) 日本標準産業分類に掲げる細分類 7661－キャバレー、ナイトクラブでないこと

○事業実績

年 度	件数	経費精算額(円)	補助金額(円)
令和4年度	11	5,514,116	1,764,000
5年度	14	8,511,487	3,315,000
6年度	54	36,851,298	14,595,000

(3)融資制度

中小企業の経営の安定や成長・発展を支援するために、中小企業者が必要とする事業資金を愛知県、金融機関等と協調し、有利な条件で融資するもので豊橋市小口事業資金融資制度をはじめ、豊橋市経営安定資金融資制度、豊橋市創業支援資金融資制度、豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度および愛知県小規模企業等振興資金融資制度を実施している。

○融資制度一覧及び融資実績

(令和7年4月1日現在)

制度		豊橋市小口事業資金	
区分		通常資金	災害復旧支援資金
		融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)及び中小企業団体等とする。 (1) 常時使用する従業員の数が30人(卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については10人)以下であって、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。ただし、中小企業団体等については、この限りでない。 (2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所(中小企業団体等にあつては、事務所)を有し、適法に事業を営んでいること。 (3) 税の滞納がないこと。 (4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。	融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。 (1) 常時使用する従業員の数が50人(卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については30人)以下であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (2) 申込みの日以前から引き続き市内に主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。 (3) 予測できない風水害等の自然災害(災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害が発生し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された当該災害を含む。)により被災し、市が発行する罹災証明書又は罹災届出証明書を受けていること。 (4) 税の滞納がないこと。 (5) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (6) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (7) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。
融資の条件	対 象		
	融 資 限度額	一事業者(中小企業団体等にあつては、一団体)につき3,000万円以内	一事業者につき1,000万円以内
	資 金 使 途	事業上の資金	災害復旧に必要な事業上の資金
	融資期間及び 利率	運転資金・設備資金 3年以内 年1.2% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.4% 設備資金 10年以内 年1.5%	運転資金・設備資金 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.2% 7年以内 年1.3%
	担 保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。	
	保証人	原則として法人代表者(中小企業団体等にあつては、理事等)以外の連帯保証は要しない。	
	信用保証	要する。(信用保証料の補助制度があります。)	
	取扱金 融期間	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫	

融資実績	平成 28 年度	191 件	1,377,300 千円
	29 年度	245 件	1,795,970 千円
	30 年度	180 件	1,407,336 千円
	令和元年度	217 件	1,735,067 千円
	2 年度	61 件	428,014 千円
	3 年度	149 件	953,380 千円
	4 年度	66 件	568,970 千円
	5 年度	87 件	623,245 千円
	6 年度	165 件	1,077,600 千円

制度 区分		豊 橋 市 経 営 安 定 資 金		
融 資 の 条 件	対 象	融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。 (1) 申込みの日以前から市内に住所及び主たる事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号まで及び第6号に規定する特定中小企業者又は同条第6項に規定する特例中小企業者として、その所在地を管轄する市町村長の認定を受けているものであること。 (2) 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を適法に営んでいること。 (3) 税の滞納がないこと。 (4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付したものであること。		
	融 資 限度額	一事業者につき 2,000 万円 以内		
	資金使途	経営の安定に必要とする事業上の運転資金		
	融資期間及び 利率	運転資金	3 年以内 5 年以内 7 年以内	年 1.1% 年 1.2% 年 1.3%
	担 保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。		
	保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。		
	信用保証	要する。（信用保証料の補助制度があります。）		
	取扱金 融期間	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合		
融 資 実 績	平成 28 年度	7 件	61,500 千円	
	29 年度	2 件	22,500 千円	
	30 年度	0 件	0 千円	
	令和元年度	31 件	274,500 千円	
	2 年度	58 件	364,000 千円	
	3 年度	30 件	210,200 千円	
	4 年度	14 件	68,200 千円	
	5 年度	4 件	15,500 千円	
	6 年度	2 件	13,000 千円	

制度		豊 橋 市 創 業 支 援 資 金	
区分			
融 資 の 条 件	対 象	融資対象は、次のいずれにも該当する個人又は会社とする。 (1) 次のいずれかに該当すること。 ア 事業を営んでいない個人であって、1 か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。 イ 事業を営んでいない個人であって、2 か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 ウ 会社であって、自らの事業の全部または一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 エ 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後 5 年を経過していないもの。 オ 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの。 カ 会社が自らの事業の全部または一部を継続的に実施しつつ、新たに会社を設立した場合であって、市内においてその事業を開始した日以降 5 年を経過していないこと。 キ 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 128 条第 2 項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第 2 条第 31 項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6 か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。 ク 産業競争力強化法第 128 条第 2 項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第 2 条第 33 項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6 か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 ケ 上記ウに規定する創業者であって新たに会社を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以降 5 年を経過していないもの。 (2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。 (3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。 (4) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条第 1 項に規定する業種に属する事業であること。 (5) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあつては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。 (6) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は 50 人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 30 人）以下であること。 (7) 愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。 (8) 税の滞納がないこと。 (9) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (10) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定により返戻金を納付した者であること。	
	融 資 限度額	一事業者につき 2,500 万円 以内	
	資金使途	創業に必要な事業上の運転資金及び設備資金	
	融資期間及び 利率	運転資金 3 年以内 年 0.7% 5 年以内 年 0.8% 7 年以内 年 0.9%	設備資金 3 年以内 年 0.7% 5 年以内 年 0.8% 7 年以内 年 0.9% 10 年以内 年 1.0%
	担 保	原則として要しない。	
	保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。	

	信用保証	要する。(信用保証料の補助制度があります。)		
	取扱金融期間	大垣共立銀行・十六銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合		
融資実績	平成 28 年度	13 人	18 件	63,480 千円
	29 年度	21 人	33 件	109,760 千円
	30 年度	33 人	45 件	182,770 千円
	令和元年度	51 人	70 件	249,320 千円
	2 年度	46 人	60 件	234,330 千円
	3 年度	96 人	136 件	492,350 千円
	4 年度	106 人	141 件	506,960 千円
	5 年度	107 人	129 件	449,210 千円
	6 年度	154 人	201 件	754,230 千円

制度 区分		豊橋市創業支援基金（経営者保証免除）	
融資の条件	対 象	融資対象は、次のいずれにも該当する会社とする。 (1) 次のいずれかに該当すること。 ア 事業を営んでいない個人であって、2 か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 イ 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 ウ 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの。 エ 会社が自らの事業の全部または一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した場合であって、その設立の日以後 5 年を経過していないこと。 オ 会社設立創業者が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以降 5 年を経過していないもの。 カ 産業競争力強化法第 128 条第 2 項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第 2 条第 33 項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6 か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 (2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。 (3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。 (4) 保証申込受付時点において税務申告 1 期末修了の創業者にあっては創業資金総額の10分の1以上の自己資産を有していること。 (5) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条第 1 項に規定する業種に属する事業であること。 (6) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあっては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。 (7) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は 50 人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 30 人）以下であること。 (8) 愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。 (9) 税の滞納がないこと。 (10) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (11) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定により返戻金を納付した者であること。	
	融 資 限度額	一事業者につき 2,500 万円 以内	
	資金使途	創業に必要な事業上の運転資金及び設備資金	
	融資期間及び 利率	運転資金 3 年以内 年 0.7% 5 年以内 年 0.8% 7 年以内 年 0.9%	設備資金 3 年以内 年 0.7% 5 年以内 年 0.8% 7 年以内 年 0.9% 10 年以内 年 1.0%
	担 保	原則として要しない。	
	信用保証	要する。（信用保証料の補助制度があります。）	
	取扱金 融期間	大垣共立銀行・十六銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合	
融資実績	令和 6 年度	4 件	14,700 千円

制度 区分		豊橋市中心市街地商業活性化資金	
融 資 の 条 件	対 象	融資対象は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第2号から第4号に規定する業種に属する事業を営む個人、会社及び企業組合で、次のいずれにも該当するものとする。 (1) 豊橋市中心市街地活性化基本計画2021-2025に定める中心市街地域内での、商業活性化に資する事業を営んでいること。 (2) 豊橋市中心市街地活性化基本計画2021-2025に定める中心市街地域内で現に事業を営んでいるもの又は中心市街地域区域内に進出し出店するものであること。 (3) 小売業を主たる事業とするものは、常時使用する従業員の数が50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については100人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (4) 適法に事業を営んでいること。 (5) 税の滞納がないこと。 (6) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (7) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (8) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付したものであること。	
	融 資 限度額	一事業者につき 5,000万円 以内	
	資金使途	商業の活性化に要する事業上の運転資金及び設備資金	
	融資期間及び 利率	運転資金 3 年以内 年 1.1% 5 年以内 年 1.2% 7 年以内 年 1.3%	設備資金 3 年以内 年 1.1% 5 年以内 年 1.2% 7 年以内 年 1.3% 10 年以内 年 1.4%
	担 保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。	
	保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。	
	信用保証	要する。（信用保証料の補助制度があります。）	
	取扱金 融期間	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・大垣共立銀行・十六銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫	
融 資 実 績	平成 28 年度	4 件	20,700 千円
	29 年度	10 件	32,000 千円
	30 年度	4 件	27,500 千円
	令和元年度	13 件	110,606 千円
	2 年度	3 件	15,300 千円
	3 年度	2 件	10,000 千円
	4 年度	0 件	0 千円
	5 年度	4 件	18,000 千円
	6 年度	5 件	36,000 千円

制度 区分		豊 橋 市 小 規 模 事 業 資 金			
融 資 の 条 件	対 象	中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模事業者で次のいずれにも該当するもの。 (1) 次のいずれかに該当するもの。 ア 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を営んでいるもの。 イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とする者のうち、特定事業を行うもの。 ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの、又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの。 エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの。 オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。 カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。 (2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。 (3) 税の滞納がないこと。 (4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。			
	融 資 限度額	一事業者につき 2,000万円 以内 ただし、既存の保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内となる新規の融資に限る。			
	資金使途	事業上の運転資金及び設備資金			
	融資期間及び 利率	運転資金	3 年以内 年 1.1% 5 年以内 年 1.2% 7 年以内 年 1.3%	設備資金	3 年以内 年 1.1% 5 年以内 年 1.2% 7 年以内 年 1.3% 10 年以内 年 1.4%
	担 保	原則として要しない。			
	保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。			
	信用保証	要する。（信用保証料の補助制度があります。）			
	取扱金 融期間	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・あいち銀行・名古屋銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合			
融 資 実 績	平成 28 年度	6 件		8,400 千円	
	29 年度	7 件		20,000 千円	
	30 年度	1 件		2,000 千円	
	令和元年度	9 件		34,200 千円	
	2 年度	1 件		7,900 千円	
	3 年度	6 件		18,000 千円	
	4 年度	8 件		23,241 千円	
	5 年度	3 件		7,400 千円	
	6 年度	20件		66,760 千円	

制度 区分		愛 知 県 小 規 模 企 業 等 振 興 資 金					
		通 常 資 金		小 口 資 金			
融 資 の 条 件	対 象	融資対象は、次のいずれにも該当する会社、個人、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。 (1) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (2) 常時使用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。 (3) 県内で事業を適法に営んでいること。 (4) 税の滞納がないこと。 (5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (6) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。		融資対象は、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者であって、次のいずれにも該当するものとする。 (1) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (2) 県内で事業を適法に営んでいること。 (3) 税の滞納がないこと。 (4) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (5) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。			
	融 資 限度額	5,000万円 以内		2,000万円 以内 (申込融資額を含めた信用保証協会の保証付き融資残高が2,000万円以内であること)			
	資 金 使 途	事業上の運転資金及び設備資金					
	融資期間及び 利率	運転・設備	3年以内 5年以内 7年以内	年 1.5% 年 1.6% 年 1.7%	運転・設備	3年以内 5年以内 7年以内	年 1.3% 年 1.4% 年 1.5%
		設備	10年以内	年 1.8%	設備	10年以内	年 1.6%
	担 保	原則として要しない。 ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。		原則として要しない。			
	保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証は要しない。					
	信用保証	要する。		要する。(証書貸付の場合のみ、信用保証料の補助制度があります。)			
取扱金 融期間	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫						
融 資 実 績	平成 28 年度	5 件	26,680 千円	520 件	1,446,510 千円		
	29 年度	15 件	142,200 千円	522 件	1,559,245 千円		
	30 年度	11 件	95,820 千円	593 件	1,957,349 千円		
	令和元年度	19 件	145,790 千円	560 件	1,889,280 千円		
	2 年度	6 件	33,000 千円	214 件	771,670 千円		
	3 年度	9 件	91,480 千円	448 件	1,424,191 千円		
	4 年度	16 件	160,700 千円	408 件	1,270,250 千円		
	5 年度	15 件	135,350 千円	472 件	1,479,970 千円		
6 年度	17 件	108,360 千円	586 件	2,161,127 千円			

第3節 中心市街地活性化施策

1. 基本計画

(1) 取り組みの基本方針

① 魅力あるまちなかの整備

居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成するため、公共空間の活用を促進するとともに、豊橋広小路一丁目北地区や豊橋花園商店街地区の再開発を進める。また、空き店舗や空き家などの民間ストックにリノベーションなどで新たな魅力を付加することで、その周辺エリアの価値を高める。

② まちなかにぎわいの創出

中心市街地の商業・サービス業を活性化するため、歩行者天国やマルシェなど来街のきっかけとなるイベントを開催するとともに、商業者等と連携して魅力ある商業・サービス業の集積を図る。また、駅前に立地する強みを生かして中心市街地のさまざまな機能と連携し、来街と滞在の促進や回遊性の向上に向けた取り組みを進めるとともに、まちづくり活動の一層の活性化を図る。

(2) 指標

指標名	基準値 令和元年度	目標値 令和7年度
中心市街地の人口	9,701 人	10,500 人
空き店舗数	78 店	66 店
公共空間の年間稼働率	32.0%	44.0%

2. 中心市街地活性化施策の概要

(1) まちなかにぎわい創出事業

① 歩行者天国の実施(平成24年度～)

中心市街地活性化のため、様々な集客イベントを定期的を開催することによりにぎわいを創出する。また、来街者に対する販促キャンペーン等を実施し経済活動を促す。

○事業実績

年 度	回数	実施時期・回数	延来場者数
令和2年度	1 回	11月 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、9回中止	18,000 人
3年度	0 回	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止	-----
4年度	4 回	5月、6月、10月、3月 ※9/18は台風のため中止	116,000 人 (連携イベント 来場者数含む)
5年度	4 回	5月、6月、9月、11月	121,000 人 (連携イベント 来場者数含む)
6年度	4 回	5月、6月、10月、11月	85,000 人 (連携イベント 来場者数含む)

②マルシェ等の実施(平成 24 年度～)

まちの魅力、活力の維持・向上を通じて中心市街地のにぎわいの創出、住民参加型のまちづくりの実現と定着を図るため、豊橋駅南口駅前広場等で集客イベントを実施する。

○事業実績

年 度	実施回数	延来場者数	備 考
令和2年度	9 回	25,100人	マルシェ 7 回、クリスマスマーケット 1 回、おもてなしイベント 1 回 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マルシェ 2 回、おもてなしイベント 4 回中止)
3年度	14 回	42,030人	マルシェ 6 回、クリスマスマーケット 1 回、おもてなしイベント 2 回、まちなか広場活用イベント 5 回 (新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、マルシェ 3 回、おもてなしイベント 4 回中止)
4年度	4 回	45,900人 (おさんぽ マルシェ除く)	クリスマスマーケット 1 回、おもてなしイベント 1 回、おさんぽマルシェ 2 回
5年度	6 回	68,900人 (おさんぽ マルシェ除く)	クリスマスマーケット 1 回、おもてなしイベント 2 回、おさんぽマルシェ 3 回
6年度	5 回	51,700人 (おさんぽ マルシェ除く)	クリスマスマーケット 1 回、おもてなしイベント 2 回、おさんぽマルシェ 2 回

③とよはしキラキラ☆イルミネーションの実施(平成 23 年度～)

冬のまちなかのにぎわいを創出するため、民間企業や商店街と協力・連携し、冬の風物詩であるイルミネーションを商業施設や公共施設、公共空間等に装飾する。

○令和 6 年度の取組

実施者	内 容
豊橋発展会連盟イルミネーションフェスティバル実行委員会	まちなかの主要商店街(駅前大通り、広小路通り)によるストリートイルミネーションと参加商店街各店舗での装飾
サーラ不動産株式会社	ココラフロントへのイルミネーション
株式会社豊橋まちなか活性化センター	豊橋駅東口ペDESTリアンデッキ及び豊橋市まちなか広場にイルミネーションを設置
こども未来館	こども未来館ここにこにツリーやオブジェ等を設置

④豊橋まちなか未来会議の取組

産学官金民から成る豊橋まちなか未来会議は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の総合的かつ一体的な推進に資するため取組を行う。

○設置年度 令和 3 年度

○令和 6 年度の取組

- ア) 豊橋まちなか未来ビジョンの推進・掲載事業の勉強会やワークショップ等の実施
- イ) ホームページ「豊橋まちなか情報ステーション」及びインスタグラムによる情報発信
- ウ) まちなかイベント連絡会議の開催
- エ) 中心市街地における各種イベントの開催支援
- オ) 駅前大通りにおけるまちなか滞在環境等向上実証実験の実施

⑤リノベーションまちづくり推進事業

遊休不動産を魅力ある店舗などにつくり変えることで、エリアの価値を高め、にぎわいを波及させることにより中心市街地の活性化につなげる。

○令和6年度の取組

ア) 中心市街地の空き物件の状況調査

イ) 魅力あるまちづくりを進めるアイデアをまとめた「まちづくりらしんばん」の作成

(2)TMO 支援事業

中心市街地のにぎわいのある魅力づくりのため、TMO(株式会社豊橋まちなか活性化センター)が一体的かつ計画的に推進する商業活性化事業を支援する。

①TMO の概要

○設立の趣旨 中心市街地の商業活性化を推進するための事業主体及び調整役を担う目的で設立された第3セクターの株式会社

○所 在 地 豊橋市花田町字石塚 42 番地の 1(豊橋商工会議所内)

○設立年月日 平成 12 年 6 月 2 日

○資 本 金 (授權資本金) 1,600 株 1 億 6 千万円
(振込資本金) 400 株 4 千万円
株主構成 豊橋市、豊橋商工会議所、商業者等 22 社

②TMO の事業状況

ア) 共通駐車券事業「まちなかパーキング」(平成 12 年度～)

○事業目的

商店・大型店などがサービスで提供する駐車料金サービス券を、どの駐車場でも利用できる共通駐車券に統一することにより、車による来街者に対しての利便性の向上を図る。

○事業実績

年 度	利用枚数
令和2年度	584,437枚
3年度	584,658枚
4年度	558,825枚
5年度	594,329枚
6年度	606,885枚



○補助制度

来街者へのサービス向上を図るため、株式会社豊橋まちなか活性化センターが事業主体となつて行う共通駐車券事業に対して助成する。

<参加小売事業者等負担軽減事業>

- ・対象経費 共通駐車券事業に参加する小売事業者等の利用者負担金
- ・補助金額 補助対象経費の 3 分の 1 以内

<補助実績>

年 度	事業費(円)	補助金額(円)
-----	--------	---------

令和2年度	1,785,363	595,000
3年度	1,400,076	466,000
4年度	1,364,175	454,000
5年度	1,842,516	614,000
6年度	1,622,265	540,000

イ) まちなかインキュベーション事業(平成 26 年度～)

○事業目的

中心市街地で新規創業する事業者を支援することにより、意欲的な経営者による出店や商業店舗の集積を促し、商業地としての魅力向上を図る。

○事業実績

補助店舗数 55 店舗(物販 25、飲食 30)

○補助制度

商店街の空き店舗を活用し、新規創業する場合、賃借料及び改装費に対して補助を行う。

< 補助率等 >

1店舗につき補助対象経費に次表の補助率を乗じた額

補助対象経費	対象者	期 間	補助率	年間補助限度額
賃借料	飲食店	24 か月まで	1/3 以内	72 万円
	物販店等	24 か月まで	1/2 以内	108 万円
	サービス業	24 か月まで	1/4 以内	54 万円
改装費	新規創業者		20%以内	50 万円

※令和 2 年度補助率等を改定

※令和 6 年度補助対象業種を追加

< 対象期間 >

賃借料:1 店舗につき 2 年以内、改装費:開業時 1 回のみ

< 補助実績 >

年 度	件数	補助金額(円)
令和2年度	21	9,954,000
3年度	19	9,580,000
4年度	20	7,792,000
5年度	15	7,005,000
6年度	18	8,358,000

ウ) 官民連携まちなかにぎわい創出事業(令和 4 年度～)

○事業目的

民間主体によるまちなかのにぎわい創出事業を支援することで、中心市街地の活性化を図る。

○事業実績

年 度	実施回数	延来場者数	備 考
令和4年度	21 回	54,700人 ※イルミネーションは含まず	まちなかマルシェ 8 回、まちなか Garden12 回 とよはしキラキラ☆イルミネーション(11/12～2/14)

5年度	20 回	41,600人 ※イルミネーションは含まず	まちなかマルシェ 8 回、まちなか Garden11 回 とよはしキラキラ☆イルミネーション(11/18～2/14※ まちなか広場のみ 11/12 開始)
6年度	16 回	66,944人 ※イルミネーションは含まず	まちなかマルシェ 2 回、まちなか Garden3 回、まちな か音楽広場 1 回、公募型イベント 9 回 とよはしキラキラ☆イルミネーション(11/23～2/14)

< 補助実績 >

年 度	補助金額(円)
令和4年度	18,932,405
5年度	18,973,939
6年度	16,725,216